

大阪公立大学 特任教員募集要項
〔留学生プログラムコーディネーター〕

2025 年 1 月 15 日

国際教育センター

この度、大阪公立大学の特任教員を募集することになりましたので、下記によりご応募いただきますようお願い申し上げます。

1	募集職種	特任講師又は特任助教 1 名（パートタイム）
2	所 属	国際基幹教育研究院（国際教育センター）
3	教育分野の 内容	留学生教育に関連する分野
4	職務内容 （予定）	【プログラムの説明】大阪公立大学は 2024 年度「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」に採択されました。本学国際教育センターでは、この事業の一環として、留学生に対する支援と教育、留学生受入れ環境の整備を進めます。 【主な職務の内容】 留学生等を対象とした日本語・日本文化教育等に関する教育・研究及び業務全般 ① 留学生を対象とした、日本語・日本文化教育に関する科目・プログラム等の設計と実施 ② 留学生を対象とした、生活支援・キャリア支援に関する科目・プログラム等の設計と実施 ③ 留学生を含む学内の様々な主体を対象とした、国際交流・スキル育成等に関するプログラムの設計と実施 ④ ①～③を推進するための調査研究および事務 なお、本公募における留学生とは正規留学生、交換留学生、短期招聘プログラムに参加の外国大学学生等、外国籍の学生全般を指します。
5	着任予定時期	2025 年 3 月 1 日以降のできるだけ早期（応相談）
6	勤務形態	パートタイム（任期の定め：あり）
7	任 期	任期：5 年 1 年更新にて、5 年を上限とする。（2030 年 3 月 31 日まで）
8	勤務場所	大阪公立大学 杉本キャンパス及び中百舌鳥キャンパス、森之宮キャンパス

9	応募資格	次の①～④の要件を満たし、留学生を取り巻く環境を認識し、上記の職務の内容に関し優れた遂行能力を有するとともに、本学の国際教育の「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」に基づく円滑な留学生教育・研究及び支援の実現に強い意欲を有する方 ①職務内容に関連する分野の修士又は博士学位取得者（取得見込み含む）で、留学生に対する教育・支援に熱意を持てる方 ②留学生に対する日本語面の教育または支援の経験が3年以上ある方 ③留学生支援・国際交流等の事業のコーディネート経験がある方 ④英語での授業・プログラムが実施できる方
10	応募書類	・履歴書《本学指定様式・以下のURLよりダウンロード》 https://www.omu.ac.jp/research/recruit/faculty-sp/entry-00294.html ・教育研究業績、職務経験等がわかる資料 ・志望動機及び抱負（A4で2頁以内）
11	応募締切	2025年1月31日（金）必着
12	選考方法	（1）1次選考（書類選考） （2）2次選考（面接） 書類選考通過者のみ面接を実施します。 面接日時：2025年2月5日（水）・6日（木）のいずれか（予定） 試験場所：大阪公立大学 杉本キャンパス又は中百舌鳥キャンパス（予定） ※なお、面接等のために要する経費は、応募者の負担とします。 （3）選考結果発表 面接の詳細は書類選考通過者の方のみに連絡します。 2月4日（火）15：00までに当方より連絡がない場合は、ご希望に沿うことができなかったものとお考え下さい。
13	書類提出方法	（1）簡易書留で一括郵送のこと。 （2）封筒に必ず「大阪公立大学 特任教員〔留学生プログラムコーディネーター〕 応募書類在中」と朱書のこと。 また、封筒の裏には選考結果通知書の送付先住所と氏名を記載すること。 ・提出書類は、原則返却しません。 ※ 提出書類に記載された個人情報、教員採用選考の資料としてのみ利用し、個人情報保護法に関する法律に基づいて適正に取り扱います。
	書類提出先 及び問合せ先	学務部 教育推進課 国際教育担当 担当者：味田（みた） 電話番号：06-6605-3558 住所：〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 138 号（杉本キャンパス学生サポートセンター2階）

14	勤務条件	(1) 勤 務 日：週 4 日（月曜日～金曜日＊勤務日については相談） 土日祝・年末年始（12/29～1/3）は休日 ※大学の行事開催等に伴い、休日を別の日に振り替えることがあります。 (2) 勤務時間：9：00～17：00（休憩 12：00～12：45）実働 7 時間 15 分勤務 (3) 休 暇：年次有給休暇、特別休暇（忌引、看護、介護等） ※就業規則に基づき付与 (4) 給 与：特任講師：時給 2,400 円 特任助教：2,100 円 ※このほか、通勤手当（1 月あたり 55,000 円上限）、期末勤勉手当を本学規定により支給します。 (5) 社会保険等：共済保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
15	その他	(1) 採用決定後においても、次の場合は採用予定を取り消すことがあります。 a．応募資格がないこと、または書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合 b．採用予定日からの就業が困難な健康状態であることが明らかになった場合 c．その他教員としての適格性を欠くことが明らかになった場合 (2) 採用選考に際し、本学が収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「個人情報保護法に関する法律」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取り扱い及び管理に関する規程」にもとづき適正に管理します。